

ひたちなか市教育委員会会議録

平成28年 第6回 ひたちなか市教育委員会5月定例会 会議録					
平成28年5月10日	開会 午後2時00分	閉会 午後3時30分			
○場 所	市毛小学校 視聴覚室				
○出席委員	教育長 木下 正善	委 員 小田島 俊夫	委 員 石田 厚子	委 員 白石 愛子	
○欠席委員			委 員 西野 信弘		
○会議に出席 した構成員	補 職 名		氏 名	出・欠	
	教育次長		根本 宣好	出席	
	総務課長		湯浅 博人	出席	
	総務課文化財室長		千葉 美恵子	出席	
	参事（教育担当）		橋本 清文	出席	
	参事兼指導課長		関口 拓生	出席	
	施設整備課長		澤島 恵一	出席	
	学務課長		箱崎 勝子	出席	
	青少年課長		堀江 貴美代	出席	
	中央図書館長		笹沼 義孝	出席	
	○事務局員	総務課係長		狩谷 智則	出席
		総務課主幹		黒澤 一彦	出席
○議 事					
1 議案	議案第 9号	ひたちなか市奨学生選考審査会委員の委嘱について【公開】			
	議案第10号	ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱について【公開】			
	議案第11号	ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について【公開】			
	議案第12号	ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第13号	ひたちなか市青少年相談員の委嘱について【公開】			

平成28年第6回ひたちなか市
教育委員会5月定例会会議録

開会 14:00

教育長 (開会宣言)

議案第9号 ひたちなか市奨学生選考審査会委員の委嘱について

総務課長 ひたちなか市奨学生選考審査会委員の委嘱について、ご説明いたします。本議案は、ひたちなか市奨学生選考審査会規則第3条の規定に基づき、同審査会委員の委嘱を行おうとするものでありまして、任期については平成30年3月31日までの2年間としております。委嘱する委員については、今回新たに委嘱する市福祉事務所社会福祉課 永井課長をはじめ5名の方をお願いしたいと考えております。

因みに、今後の予定としまして、第1回奨学生選考審査会を今月17日に予定しており、現在のところ奨学生の出願者については、大学進学ということで3名の方が応募されておりまして、この審査会を経て6月中旬には貸付ができるよう準備を進めているところです。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第9号 ひたちなか市奨学生選考審査会委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

議案第10号 ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第11号 ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について

- * 関連する項目なので一括協議。

総務課長 まず、ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。本議案については、ひたちなか市文化財保護審議会条例第3条の規定に基づき、同審議会委員の委嘱を行おうとするものであります。任期については、平成28年5月15日から平成30年5月14日までの2年間となります。委員の委嘱については、新たに元水戸市立博物館長の玉川先生をはじめ6名の先生方をお願いしたいと考えております。委員となる先生方には、

文化財の保護及び活用に関する重要事項について、ご審議いただく予定であります。

続きまして、ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。本議案については、ひたちなか市史跡保存対策委員会設置規則第3条の規定に基づき、同委員会委員の委嘱を行おうとするものです。任期については、平成28年5月15日から平成30年5月14日までの2年間となります。委員の委嘱については、新たに史跡保存対策委員会の専門委員を務めておられました稲田先生と佐藤先生をはじめ13名の先生方をお願いしたいと考えております。なお、このうち川崎先生と平野先生については、文化財保護審議会委員との兼任となっております。委員となる先生方には、虎塚古墳をはじめとする史跡の保存に関する調査審議を行っていただきまして、史跡の保存や活用方法などについて助言をいただきたいと考えております。

【質疑、意見等】

小田島委員 文化財保護審議会については、年間を通してこういった活動をしているのか、説明いただけますか。

文化財室長 文化財保護審議会については、年に2～3回（最低1回）会議を行っております。内容としましては、こういったものが指定文化財になり得るか、ということについて審議を行っております。

小田島委員 史跡保存対策委員会との違いは、どのようなところにありますか。

文化財室長 文化財保護審議会での審議は、市の重要審議であり、指定文化財についての指定の答申を行う機関でもあります。一方の史跡保存対策委員会にはそういった決定権限はなく、史跡の保存や活用方法について検討いただく機関として位置づけております。

- * 議案第10号 ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱について、議案第11号 ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について、の2件については、全員一致で承認されました。

議案第12号 ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱の一部を改正する訓令制定について

青少年課長 ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱の一部を改正する訓令制定について、ご説明いたします。

改正理由としまして、本要綱では青少年相談員の業務として「街頭補導」という用語を用いておりますが、「補導」という言葉が警察業務で使用する

用語であります。青少年相談員の街頭活動は声かけ、相談等を行うことにより青少年を支援する取組みを行っていることから、「指導」という言葉を現在使用しておりますので、今回、活動の実態を反映させるため、本要綱における文言の整理を行うとともに、様式第2号 街頭指導日誌について所要の改正を行おうとするものです。

これによりまして、本要綱における第4条第1項及び同条第2項第1号、第5条の見出し及び同条第1項第2号中の「街頭補導」という言葉を「街頭指導」に改めるとともに、様式第2号 街頭指導日誌につきましても、声かけ活動の実態がわかるように記入欄を設けるとともに、「補導」という言葉を「指導」という言葉に改めることなどの改正を行おうとするものです。また、これに関連しまして、ひたちなか市教育委員会事務決裁規程につきましても、「補導」という言葉を「指導」に改める旨の規定を付則の中に加えております。

【質疑、意見等】

小田島委員

青少年相談員の活動内容については、2月定例会時の懇談において説明いただいておりますので、状況はある程度理解しておりますが、様式第2号 街頭指導日誌を見ますと指導分類に（凶器・有害物所持、乱暴行為など）いろいろな分類が挙げられており、街頭指導という仕事の大変さが伝わってきますが、実際に強い指導をしなければいけないような場面や、危険を伴うような場面というのものもあるわけですか。

青少年課長

青少年相談員の歴史をみますと、昭和34年、県警察本部において非行防止地区を指定されました。これは、少年非行の多発地域に対して補導活動を集中的に実施する、ということから始まったものでございます。その後、青少年問題の推進として、警察だけでは目的が達成できないことから、青少年保護育成地域について県で指定するとともに、昭和40年に青少年相談員設置要綱に基づきまして、県内全域に400名の青少年相談員が設置されたことが、茨城県における青少年相談員制度の始まりと聞いております。青少年相談員に配布される「相談員の手引」や「相談員手帳」の中には相談員の役割等が明記されておりますが、以前の手帳には、「補導した場合は警察に連絡して住所氏名を確認すること」といった内容のことも入っております。

近年の傾向をみますと、平成26年度、27年度ともに相談員が指導を行った件数はいずれも4件となっており、昨年度件数の内訳は、喫煙が2件、自転車の二人乗りが1件、高校生の性的有害行為が1件という状況でした。実際に警察に通報するほどの事例というのは最近みられなくなってはおりますが、多くみられる例としては、遅い時間までゲームセンター等でたむろしているので帰宅するよう声かけを行ったことなどが挙げられます。昨年度の声

かけ件数としては 388 件で延べ 1,437 人に対し行ったところです。

小田島委員 街頭指導は集団で行うので、危険性はないと考えてよいのですか。

青少年課長 相談員の人数は地域によって多少異なりますが、共通理解として、3 名以下では行わないこと、欠席者が多い場合は他の班と一緒に行動すること等のルールに基づいて実施しております。

- * 議案第 1 2 号 ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱の一部を改正する訓令制定について、全員一致で承認されました。

議案第 1 3 号 ひたちなか市青少年相談員の委嘱について

青少年課長 ひたちなか市青少年相談員の委嘱について、ご説明いたします。

本案件は、ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、青少年相談員を委嘱しようとするものです。

今回、地域コミュニティ選出の青少年相談員としまして、59 名のうち 8 名が退任され、新たに 7 名を委嘱しようとするものですが、このうち平磯中学校区については児童生徒数に対する青少年相談員の数が 8 名と多かったため退任による新たな委嘱は行わず、一方の阿字ヶ浦中学校区では児童生徒数に対する青少年相談員の数が 2 名と少なかったため 1 名増員して、人数の適正化を図りたいと考えております。

また、学校選出の青少年相談員としては、市内の小中学校及び高校から 1 名ずつ選出しておりまして、今回 35 名のうち 22 名を新たに委嘱したいと考えており、地域コミュニティ選出 59 名を加え、新任・再任合わせて 93 名を委嘱したいと考えております。なお、任期については同要綱第 8 条第 1 項の規定により 2 年となっておりますので、委嘱期間は平成 30 年 4 月 30 日までとしております。

【質疑、意見等】

特になし

教 育 長 (暫時休憩の宣言)

- * 暫時休憩の後、市毛小学校と懇談を行いました。

閉会 15 : 30